

定款変更(案)

1. 変更の理由

平成24年度法改正のために収支を活動に、収入を収益に、支出を費用に改める必要が生じたため、及び円滑な運営のために定款を改めるものである。

2. 変更の内容

現行(旧)	変更後(新)
<p>(名称) 第1条 省略</p>	<p>(名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人環境エネルギー技術研究所という。</p>
<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区大町1丁目1番30号に置く。</p>	<p>(事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区に置く。</p>
<p>(目的) 第3条 省略</p>	<p>(目的) 第3条 この法人は、環境エネルギー関連技術に対して、その調査研究及び普及・啓発並びに人材育成と、それに付帯する事業を行い、環境エネルギー関連科学技術の発展及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(特定非営利活動の種類) 第4条 省略</p>	<p>(特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1) 環境の保全を図る活動 (2) 科学技術の振興を図る活動</p>
<p>(事業) 第5条 省略</p>	<p>(事業) 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ①環境エネルギー技術に関する調査研究事業 ②環境エネルギー技術の普及・啓発事業 ③環境エネルギー技術に関する人材育成事業</p>
<p>(種別) 第6条 省略</p>	<p>(種別) 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。 (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体 (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体</p>
<p>(入会) 第7条 省略</p>	<p>(入会) 第7条 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むも</p>

	<p>のとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。</p> <p>2 第5条第1項各項に定める目的を達成するために、支障がある疑いがある場合は、理事会において協議し、本条前項に定める「正当な理由」にあたるか否かを定める。</p> <p>3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。</p>
<p>(入会金及び会費) 第8条 省略</p>	<p>(入会金及び会費) 第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。</p>
<p>(会員の資格の喪失) 第9条 省略</p>	<p>(会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。 (1) 退会届の提出をしたとき。 (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。 (3) 1年以上会費を滞納したとき。 (4) 除名されたとき。</p>
<p>(退会) 第10条 省略</p>	<p>(退会) 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。</p>
<p>(除名) 第11条 省略</p>	<p>(除名) 第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。 (1) 法令、又はこの法人の定款等に違反したとき。 (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。</p>
<p>(会費等の不返還) 第12条 省略</p>	<p>(会費等の不返還) 第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。</p>
<p>(種別及び定数) 第13条 省略</p>	<p>(種別及び定数) 第13条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 3人以上10人以内 (2) 監事 1人以上2人以内 2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。</p>
<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、総会において選任する。</p>	<p>(選任等) 第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。</p>
<p>(職務) 第15条 省略</p>	<p>(職務) 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理</p>

<p>(任期等) 第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。</p> <p>3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(欠員補充) 第 17 条 省略</p> <p>(解任) 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。 省略</p> <p>(報酬等) 第 19 条 省略</p> <p>3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(職員) 第 20 条 省略</p> <p>(種別) 第 21 条 省略</p>	<p>事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p>4 監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>(2) この法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。</p> <p>(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。</p> <p>(任期等) 第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任の役員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。</p> <p>(欠員補充) 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。</p> <p>(解任) 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。</p> <p>(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。</p> <p>(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。</p> <p>(報酬等) 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。</p> <p>2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p> <p>3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(職員) 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。</p> <p>2 職員は、理事長が任免する。</p> <p>(種別) 第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。</p>
---	--

<p>(構成) 第22条 省略</p> <p>(権能) 第23条 総会は、次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 役員を選任、解任及び報酬 (7) 入会金及び会費の額 (8) その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催) 第24条 省略</p> <p>(招集) 第25条 省略</p> <p>(議長) 第26条 省略</p> <p>(定足数) 第27条 省略</p> <p>(議決) 第28条 省略</p> <p>(表決権等)</p>	<p>(構成) 第22条 総会は、正会員をもって構成する。</p> <p>(権能) 第23条 総会は、次の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 解散 (3) 合併 (4) 事業計画及び活動予算 (5) 事業報告及び活動決算 (6) 入会金及び会費の額 (7) その他運営に関する重要事項</p> <p>(開催) 第24条 通常総会は、毎年1回開催する。 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。 (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。 (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。 (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。</p> <p>(招集) 第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長) 第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。</p> <p>(定足数) 第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。</p> <p>(議決) 第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。</p> <p>(表決権等)</p>
--	---

<p>第29条 省略</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 省略</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>(構成)</p> <p>第31条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第32条 省略</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(開催)</p> <p>第33条 省略</p> <p>(招集)</p>	<p>第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。</p> <p>2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。</p> <p>4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)</p> <p>(3) 審議事項</p> <p>(4) 議事の経過の概要及び議決の結果</p> <p>(5) 議事録署名人の選任に関する事項</p> <p>2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容</p> <p>(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称</p> <p>(3) 総会の決議があったものとみなされた日</p> <p>(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(構成)</p> <p>第31条 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>(権能)</p> <p>第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。</p> <p>(1) 総会に付議すべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) 事業計画及び活動予算の変更</p> <p>(4) 役員を選任、解任及び報酬</p> <p>(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</p> <p>(開催)</p> <p>第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>(1) 理事長が必要と認めたとき。</p> <p>(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。</p> <p>(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。</p> <p>(招集)</p>
--	--

<p>第 34 条 省略</p> <p>(議長) 第 35 条 省略</p> <p>(議決) 第 36 条 省略</p> <p>(表決権等) 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。</p> <p>(議事録) 第 38 条 省略</p> <p>(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)</p> <p>(資産の構成) 第 39 条 省略</p> <p>(4) 財産から生じる収入 (5) 事業に伴う収入 (6) その他の収入</p> <p>(資産の区分) 第 40 条 省略</p> <p>(資産の管理) 第 41 条 省略</p> <p>(会計の原則) 第 42 条 省略</p>	<p>第 34 条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の 14 日前までに通知しなければならない。</p> <p>(議長) 第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。</p> <p>(議決) 第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(表決権等) 第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。</p> <p>(議事録) 第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。</p> <p>(資産の構成) 第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 入会金及び会費 (3) 寄附金品 (4) 財産から生じる収益 (5) 事業に伴う収益 (6) その他の収益</p> <p>(資産の区分) 第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。</p> <p>(資産の管理) 第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。</p> <p>(会計の原則) 第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる</p>
--	---

<p>(会計の区分) 第43条 省略</p> <p>(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用) 第46条 省略</p> <p>(予算の追加及び更正) 第47条 予算作成作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度) 第49条 省略</p> <p>(臨機の措置) 第50条 省略</p> <p>(定款の変更) 第51条 省略</p>	<p>原則に従って行うものとする。</p> <p>(会計の区分) 第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計1種とする。</p> <p>(事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算) 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p> <p>(予備費の設定及び使用) 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(予算の追加及び更正) 第47条 予算作成作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。</p> <p>(事業報告及び決算) 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業年度) 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。</p> <p>(臨機の措置) 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(定款の変更) 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)</p>
---	--

<p>(解散) 第 52 条 省略</p> <p>(残余財産の帰属) 第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項各号に定めるもののうち、総会において定めた他の特定非営利活動法人または大学その他の法人に帰属させるものとする。</p> <p>(合併) 第 54 条 省略</p> <p>(公告の方法) 第 55 条 省略</p> <p>(細則) 第 56 条 省略</p>	<p>(5) 社員の資格の得喪に関する事項 (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く） (7) 会議に関する事項 (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る） (10) 定款の変更に関する事項</p> <p>(解散) 第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 正会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。</p> <p>(残余財産の帰属) 第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に定めるもののうち、総会において定めたものに帰属させるものとする。</p> <p>(合併) 第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p> <p>(公告の方法) 第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。</p> <p>(細則) 第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。</p> <p>附則 1 この定款は、仙台市長の認証のあった日から施行する。(平成 年 月 日)</p>
--	---